

真摯

Shinshi

所報タイトル「真摯」は所内で掲げる

平成23年度の目標です。

No. 76

発行責任者 / 小林 政氏

発行日 / 2011年10月1日



ANAB
ISO9001 2000認証取得
E66010002R03

● 会計 ● 税務 ● 経営コンサルティング

小林合同会計

所長税理士 小林 政氏
税理士 山野 基尚 税理士 須賀 保雄

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

平成23年度 税制改正～消費税について～

平成23年度税制改正、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号）のうち消費税の一部が改正されましたので、その中から2項目をお伝えしたいと思います。

仕入税額控除制度「95%ルールの見直し」

消費税の申告や納付する税額は原則として、発生した課税売上の割合が95%以上であれば課税売上に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）全額を差し引いて計算されます。これが「95%ルール」です。

課税売上割合が95%以上であれば全ての事業者一律に認められていましたが、今回の改正によりこの制度の対象者を課税売上が5億円以下の事業者に限定して適用することになりました。これは課税売上5億円以下の事業者の事務負担に配慮する必要がある考えからです。

そして課税売上割合が95%以上であり、課税売上が5億円を超える事業者についての仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）の計算が課税売上割合95%未満の場合と同様に個別対応方式または一括比例配分方式のいずれかの方法で計算することになりました。

この改正は平成24年4月1日以後に開始する課税期間からの適用です。

個別対応方式

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税資産に要した消費税額} + \left[\text{課税資産、非課税資産に共通して要した消費税額} \times \text{課税売上割合} \right]$$

一括比例配分方式

$$\text{仕入控除税額} = \text{仕入等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$$

事業者免税点判定の見直し

個人事業者では平成17年から、法人では平成17年4月1日より開始する事業年度から前々年(前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下であれば免税事業者を選択できましたが、改正により個人事業者では平成25年以降から、法人では平成25年1月1日以後開始する事業年度より前々年(前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下であり、かつ個人事業者では前年1月から6月までの課税売上高(給与支給額を用いることができる)が1,000万円以下、法人では事業年度の上半期6ヶ月間の課税売上高(給与支給額を用いることができる)が1,000万円以下でなければ免税事業者を選択できなくなりました。

免税事業者の判定

個人事業者	平成16年まで	前々年の課税売上高が3,000万円以下
	平成17年から 平成24年まで	前々年の課税売上高が1,000万円以下
	平成25年以降	前々年の課税売上高が1,000万円以下 かつ 前年1月～6月までの課税売上高が1,000万円以下 (その期間中の給与支給額を用いることができる)

法人	平成16年3月31日 までに開始する事業年度	前々事業年度の課税売上高が3,000万円以下
	平成17年4月1日から 平成24年12月31日 までに開始する事業年度	前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下
	平成25年1月1日以後に 開始する事業年度	前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下 かつ 前事業年度の上半期6ヶ月間の課税売上高が1,000万円以下(その期間中の給与支給額を用いることができる)

給与支給額・・・俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与であり、その支払いを受ける者において給与所得の収入金額となるもの。

この改正は平成25年以降から適用されますので免税事業者の方は前々年だけでなく前年の課税売上高または給与支給額にも注意が必要です。

他にも改正された消費税の項目や税法がありますので、詳しくは担当者までお尋ね下さい。

座右の銘

3

～いつも自分のそばに書き記し、時には戒めとし、時に励みにしている言葉は何でしょう？～

所員座右の銘シリーズ

今月から、所員の座右の銘を順に紹介していきたいと思えます。
第1回となる今回は、所長・小林政氏の座右の銘から紹介します。



【耐雪梅華麗】

(ゆきにたえてばいかうるわし)

中学校時代にこの言葉と出会い、会計事務所に入所してからこの言葉を座右の銘としてきました。【雪に耐えて梅花麗し】「しっかりとした下積み時代が、大輪の花を咲かせる」

雪にたえるということが、下積みすればするほど、きれいな花になるという私の生き方、考え方に合っていました。つまり、苦勞した人間ほど後で大きな花を咲かせることができるということです。

そんなことはできない、ではなく、どうすればできるのか、知恵をだすことが大切ではないでしょうか。人間が生活をするには、仕事が必要です。若い人たちには、今以上にしっかりと仕事に取り組んで頂きたいと思っております。



広告募集のご案内

事務所通信 真摯 に掲載する企業広告を無料[※]で募集しています。

この事務所通信は、埼玉県県南及び東京都内を中心に毎月500社以上の弊所関与先の皆様へ送付しております。

随時募集しておりますので、企業PR、お店の宣伝等に是非お役立てください。

【お問い合わせ先】 総務課 TEL:(048)253-5668
FAX:(048)253-7608

【募集方法】 各担当の者にご連絡のうえ、広告原稿をご用意ください。
E-mail : kansha@e-cg.co.jp

※ 広告掲載のタイミング等は相談のうえ、決めさせていただきます。